

答弁書第七号

内閣参質一六四第七号

平成十八年二月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 千景殿

参議院議員喜納昌吉君提出従軍慰安婦など戦後処理問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員喜納昌吉君提出従軍慰安婦など戦後処理問題に関する質問に対する答弁書

一について

女性のためのアジア平和国民基金は、慰安婦問題への対応についての国民的な議論を踏まえて設立されたものであり、政府としては、同基金が行う元慰安婦の方々への支援や女性の名誉と尊厳一般にかかわる事業等に対して様々な協力を行ってきたところである。同基金は、現在行っているインドネシア事業が終了する平成十九年三月に解散するとの方針を発表したが、これを受け、政府としては、解散に向けた総括・整理への支援など、引き続き、協力を行っていく考えである。

二について

政府としては、元慰安婦としてあまたの苦痛を経験され、心身にわたりいやしがたい傷を負われたすべてのの方々に対し、心からのおわびと反省の気持ちを累次表明してきている。

三について

政府としては、慰安婦問題を含め、先の大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題につき、日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号）、二国間の平和条約その他関連する条約等に従って誠実に対応し

てきているところであり、これらの問題は、これら条約等の当事国及びその国民との間で既に法的に解決済みである。